

除染計画に基づく除染事業の実施後のフォローアップ除染等

- 現行除染実施後、住民の安心のため、必要な事後モニタリングを行って、除染効果の維持を確認する。
- 新たに汚染が特定された地点(※)や仮に取り残した地点があった場合は、放射線量の水準等に応じ、フォローアップの除染を行う。

※落葉や水の流れ道などで汚染されたものが移動することによって再度蓄積し、除染直後の測定値よりも相当程度線量が上昇することで周辺よりも空間線量が高くなっている地点等を想定。

- フォローアップの除染の実施は、極めて多様な現場の状況を踏まえて判断する必要がある。このため、今後、除染計画に基づく除染が終了した市町村における事後モニタリング結果等を踏まえて、考え方を示す。
- また、線量水準に応じた防護措置に関する原災本部での議論を踏まえ、対応を図るほか、リスクコミュニケーションに引き続き取り組む。
- 河川・湖沼等については、引き続きモニタリング等を実施する。